

職員（航空事故調査官）の募集について

令和6年1月25日
運輸安全委員会事務局
(令和6年2月2日一部修正)

1. 職 種

- 航空事故調査官（一般職^{*}の国家公務員〔専門行政職〕）
（課長補佐級（技術系・一般職））

[航空事故の調査（証拠の収集等事実関係の調査、原因についての解析、報告書の作成）に従事します。]

※国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用

2. 配 属 先

- 運輸安全委員会事務局（東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー15階）

3. 応 募 資 格

- 以下の【操縦系】、【無人航空機系】、【電子工学・情報処理系】に記載されている要件に該当する者

※分野ごとに応募資格の要件が異なります。

※どの分野から応募されても、採用されるのは1. の職種となります。

【操縦系】

以下①～③のいずれかに該当する者

- ①定期運送用操縦士又は事業用操縦士の技能証明を受け、当該技能証明を受けた後、10年以上の実務経験を有し、飛行時間が2,000時間以上である者
- ②航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）に基づく上級操縦士の経歴を有し、その年数が通算して10年以上である者
- ③海上保安庁航空機職員職制（昭和60年海上保安庁訓令第11号）に基づく飛行士の経歴を有し、その年数が10年以上及び飛行時間が2,000時間以上である者

※上記の年数に満たない場合であっても、航空技術に関する業務以外の経験を一定割合で考慮可

【無人航空機系】

以下①に該当し、かつ②～④のいずれかに該当する者

- ①無人航空機的设计、製造、操縦、整備、その他無人航空機の技術に関する業務について2年以上の経験を有する者
- ②高校卒業後通算で17年（①の経験を含む。）以上航空技術に関する業務に常勤として勤務した経験のある者

③短大・専門学校・高等専門学校卒業後通算で15年（①の経験を含む。）以上航空技術に関する業務に常勤として勤務した経験のある者

④大学卒業後通算で11年（①の経験を含む。）以上航空技術に関する業務に常勤として勤務した経験のある者

※上記の年数に満たない場合であっても、航空技術に関する業務以外の経験を一定割合で考慮可

【電子工学・情報処理系】

以下①に該当し、かつ②～④のいずれかに該当する者

①航空機搭載電子機器(アビオニクス)に関する設計、製造、検査、その他アビオニクスの技術に関する業務について2年以上の経験を有する者

②大学において、航空、機械、電気、医学その他の航空技術に関係のある分野の学科を修めて卒業した者であって、民間企業等において航空関係の電子工学又は情報処理に関して10年（①の経験を含む。）以上の実務経験を有するもの

③短大・専門学校・高等専門学校において、航空、機械、電気、医学その他の航空技術に関係のある分野の学科を修めて卒業した者であって、民間企業等において航空関係の電子工学又は情報処理に関して12年（①の経験を含む。）以上の実務経験を有するもの

④民間企業等において航空関係の電子工学又は情報処理に関して14年（①の経験を含む。）以上の実務経験を有する者

※上記の年数に満たない場合であっても、航空技術に関する業務以外の経験を一定割合で考慮可

○ 次のいずれかに該当しないこと。

① 日本国籍を有しない

② 国家公務員法第38条の規定に該当（下記（ア）～（ウ））する者

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（ウ）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和6年度における定年年齢は61歳）

※令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年4月から65歳となります。

4. 採用予定数

- 2名

5. 採用予定時期

- 令和6年4月1日以降（採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください）

6. 勤務地

- 運輸安全委員会（東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー15階）

7. 給与（令和6年1月時点）

（1）採用時の俸給（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給（年1回）等があります。

（2）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。

- ・地域手当（俸給等の20/100）
- ・扶養手当（月額10,000円（子）等）
- ・住居手当（月額最高28,000円）
- ・通勤手当（定期券相当額（1箇月あたり最高55,000円））
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1年間に俸給等の4.5月分）

<モデル給与例>

本府省課長補佐級（専行3級/一般職相当）

- ・大学卒業後、正規社員として民間企業に約20年勤務した職務経験を有する場合
年収 約800万円

8. 福利厚生等

保険等 ……国家公務員共済組合に加入

退職金 ……あり（最低6ヶ月以上勤務した場合）

（※勤務形態や福利厚生については法律の改正等に伴い変更となる場合があります。）

9. 勤務時間・休暇

勤務時間…勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始

1月3日は休みです。

勤務時間の割り振りについては、以下①～⑤のいずれかを選択できます。

①08：30～17：15、②08：45～17：30、③09：00～17：45

④09：15～18：00、⑤09：30～18：15

(いずれも休憩時間は12：00～13：00)

※フレックスタイムの制度もあります。

コアタイム10：00～12：00、4週155時間として

05：00～22：00の中で割振可能

※ただし、事故等調査のため勤務時間外の業務（出張を含む）が突発することがあります。

休暇…休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、15日付与され、20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

10. 応募方法

○ 下記の書類等を提出願います。（メールまたは郵送。直接持参も可）

（1）履歴書（市販のもの可 [【Word版】](#) [【PDF版】](#)。写真貼付）

（2）上記3. の応募資格を証明するもの

（写し可。ただし、写しを提出した場合、2次選考において原本の提示を要する）

○ 提出先（メールまたは郵送。直接持参も可）

（メール） hqt-jtsb-bosyuu-syoku2023@gxb.mlit.go.jp

（郵送または直接持参）運輸安全委員会事務局総務課人事係

所在地：〒160-0004

東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階

締切日 令和6年2月29日（木）必着

11. 選考方法

（1）一次選考：書類審査

（2）二次選考：論文試験（800字程度・60分／面接試験（人物等試験））

試験場所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階

試験日時 一次選考合格者に別途お知らせします。

※論文試験については、以下のどちらかを選択

- ・当委員会が用意したパソコンを使用し、Word ファイルを用いて作成
- ・論文用紙に手書き

(3) 合格通知：二次選考後、速やかに本人あて通知

12. その他

- 応募書類は、合否の結果によらずお返しできません。

問い合わせ：運輸安全委員会事務局総務課人事係 浜西、藤記
電話 03-5367-5025 (内線 121 又は 122)